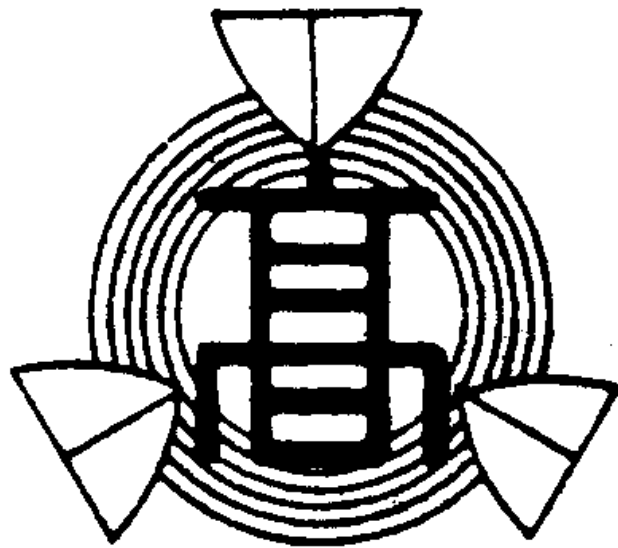


静岡市高いじめ防止基本方針

(全日制・定時制)



静岡市立高等学校

目 次

はじめに	・・・ 3
1 いじめ防止の基本目標	・・・ 4
2 いじめの定義	・・・ 4
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	・・・ 6
(1) いじめの未然防止	・・・ 6
(2) いじめの早期発見	・・・ 6
(3) いじめへの適切な対処	・・・ 7
(4) 保護者との連携	・・・ 7
(5) 地域や関係機関との連携	・・・ 7
4 いじめ防止のための組織	・・・ 8
(1) 委員会の名称	・・・ 8
(2) 委員会の構成	・・・ 8
(3) 委員会の役割	・・・ 8
5 いじめ防止等に関する取組	・・・ 8
(1) いじめの未然防止	・・・ 8
(2) いじめの早期発見	・・・ 9
(3) いじめへの適切な対処	・・・ 10
(4) 関係機関との連携	・・・ 12
6 静岡市と本校が行う重大事態への対処	・・・ 12
(1) 重大事態の定義	・・・ 12
(2) 重大事態の報告及び調査	・・・ 12
(3) 報道への対応	・・・ 13
(4) 静岡県教育委員会の指導、助言及び援助	・・・ 13
○ 指導体制	・・・ 14

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、これまでも、国や各地方公共団体、学校において、様々な取組が行われてきました。しかし、全国的にみると未だに、いじめを背景とした、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

そうした状況下で、生徒の尊厳を保持する目的の下に、国では「いじめ防止対策推進法」が制定され、それを受けて、本校の設置者である静岡市は「静岡市いじめ防止等のための基本方針」を策定しました。

そこで、本校では、「いじめ防止対策推進法」、「静岡市いじめ防止等のための基本方針」の趣旨を踏まえ、本校の教育目標にもうたわれている「質実剛健」の気風、「正しく、強く、明るく」という校訓に則り、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「静岡市高いじめ防止基本方針」を策定します。

「静岡市高いじめ防止基本方針」は本校ホームページに掲載すると共に、定期的に検証し、見直しを行います。

1 いじめ防止の基本目標

○自分を大切にし、他者をも大切にできる生徒を育成します。（未然防止）

○生徒のサインを敏感に受け止めます。（早期発見）

○生徒の心身の安全確保を最優先し、組織的に対応します。（適切な対処）

いじめという行為は、いじめを受けた生徒の人権を無視した卑劣な行為です。いじめは絶対に許さない、いじめを受けた生徒を徹底して守るという姿勢が大事です。静岡市が策定した上記の3点を目標を踏まえ、いじめ防止等のための対策を推進します。

○生徒が自分自身を大切にされていると確信すると、自分の存在を前向きに捉え、自分に自信をもち、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己肯定感」や「自己有用感」が高まり、やがて、大切な自分と同じように他者も大切であることに気付くようになります。「自己肯定感」や「自己有用感」を高めることなどにより、自分を大切にし、他者をも大切にできる子どもを育成するように努めます。

○学校・保護者・地域が連携して早期発見に努めます。いじめを受けた生徒だけでなく、いじめを行った生徒からも出ている「いじめのサイン」を敏感に受け止めるように努めます。

○いじめの発生に気付いた場合は、生徒の心身の安全確保を最優先し、担任だけでなく、全ての教職員が連携して迅速・的確に対応します。保護者との対応についても親身になって行い、問題解決のために信頼関係と協力関係を築くように努めます。

2 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指します。

「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。

いじめには多様な様態があることを鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることがないように努めることが必要です。いじめられていても、本人がそれを発信しないことや否定することが多々あることを踏まえ、表情や様子をきめ細かく観察する等、本人の身になって感じ取る必要があります。

また、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対処することも可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当します。

【いじめの具体例】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・悪口 ・やじ ・ひそひそ話 ・本人が不快と感じるあだ名
 - ・「きもい」「うざい」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・無視 ・蹴られる ・グループに入れない ・机を離す
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・叩かれる ・こづかれる ・わざと体当たりをされる ・つねられる ・転ばされる
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・殴られる ・蹴られる ・プロレスの技を掛けられる
- 金品をたかられる。
 - ・家からお金を持ち出すことを強要される ・おごらされる
 - ・ゲームソフト等を「借りる」と称して返してもらえない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・靴を隠される、捨てられる
 - ・持ち物を傷つけられる、落書きされる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りにさせられる ・荷物を持たされる ・万引を強要される
 - ・人前で衣服を脱がされる ・汚がられる ・髪の毛を切られる
 - ・生命に被害が生ずるおそれのある行為を強要される
- インターネット上のいじめ（パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる）
 - ◇不特定多数の児童生徒が関わり、関係者を特定しにくい
(掲示板、ユーチューブ、ツイッター、ブログ、フェイスブック等)
 - ・掲示板での誹謗中傷 ・別の人物を装い誹謗中傷等を書き込まれる「なりすまし」
 - ・個人情報や画像等の流出 ・絶え間なく誹謗中傷を書き込まれる「炎上」

◇特定の児童生徒だけが関わるため、発見が遅れる

(メール、無料通信アプリ等)

- ・無視を目的とした「既読スルー」 ・別の人物を装って送信される「迷惑メール」
- ・自分のみが外れたグループが作成される「仲間はずれ」 ・誹謗中傷
- ・個人情報や画像等をグループや個人に送信される

3 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にもどこでも起こり得る、全ての生徒に関係する問題です。全ての生徒が、安心・安全な学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ防止等のための対策を講じなければなりません。この対策は全ての生徒を対象としています。いじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないこと、いじめは許されない行為であることを理解できるように指導することが重要です。

そして、本校の教育目標にもうたわれている「質実剛健」の気風、「正しく、強く、明るく」という校訓の下、健やかでたくましい心を育み、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめをしない・させない・許さない生徒を育て、いじめを生まない学校づくりを目指していくことが本校の責務です。

本校では、教職員の資質向上を図ることにより、わかる授業や達成感のある授業、生徒指導が十分に機能する授業を行います。その中で、生徒の豊かな情操や道徳心を養い、互いの人格を尊重し合える態度を育成することによって、心の通う人間関係を構築する能力を高めていきます。また、静岡県教育委員会作成の「いじめなど、子どもたちの悩みに適切に対応するために《詳細版》」を参照し、全ての生徒が安心して、自己肯定感や自己有用感を感じられる充実した集団づくり（学級づくり・学校づくり・部活動等）を目指すとともに、ストレスに対しても適切に対処できる力を育成します。これらを保護者と一体になって取り組み、地域の協力を得て効果的に推進します。

(2) いじめの早期発見

いじめへ迅速に対処するためには、全ての教職員・保護者が連携し、いじめの早期発見に取り組む必要があります。

しかしながら、いじめは大人の目に見えにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識した上で、些細なことと思われることであっても、いじめの兆候ではないかと教職員が気づく力を高め、積極的にいじめを認知し、早い段階からの確に関わっていくことが重要です。

いじめの早期発見のため、本校では、平素から日常的に生徒の小さな変化を見逃さないことを重視します。また、静岡県教育委員会作成の「いじめなど、子どもたちの悩みに適切に対応するために《詳細版》」を参照し、生徒や集団のサインを敏感に感

じ取る感性を磨き、生徒の心を捉えるよう努めます。さらに、「こころのアンケート」(年間2回・全日制)、「学校生活アンケート」(年間3回・定時制)や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、保護者や地域と連携して生徒を見守ります。

(3) いじめへの適切な対処

いじめ(その疑いを含む)を発見し、または通報・相談を教職員が受けた場合は、本校は、地域や教育委員会などと連携をし、組織的に対応することにより、被害生徒を徹底して守ります。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導をします。

基本的な対応手順は次のとおりです。

- (ア) いじめの早期発見(アンケートや教育相談など)
- (イ) いじめ防止対策委員会への迅速な報告
- (ウ) いじめ防止対策委員会による事実関係の調査及びいじめか否かの判断
- (エ) いじめ防止対策委員会による被害生徒及びその保護者への支援
 - ・「全力で守り通す」という教職員の強い姿勢
 - ・校内でのキーパーソン
 - ・優先順位をもって対応
 - ・行動観察には繊細な気配り
 - ・養護教諭やS Cとの連携
- (オ) 加害生徒への指導及びその保護者への対応
- (カ) 周りの生徒への対応

(4) 保護者との連携

わが子がいじめを行うことがないように、自己肯定感や自己有用感を高め、思いやりの気持ちや規範意識を養うための指導を家庭で実践していただくために、PTA活動において、啓発やアピールに努めます。わが子がいじめを行ってしまった場合は、解決に向けて適切に関わるようお願いをします。また、わが子がいじめを受けた場合には、いじめから保護し、速やかに連絡して下さるようお願いしています。本校は保護者と協力していじめの解決や防止に努めます。

(5) 地域や関係機関との連携

いじめ防止等には学校、教育委員会、地域の連携が重要であり、いじめ問題について協議する機会を設ける等、地域と連携し、地域全体で生徒を見守っていきます。

いじめを行った生徒またはその保護者に対して、教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関)と適切に連携をし、解決に取り組みます。

教育相談の実施に当っては、必要に応じて医療機関などとの連携を図るとともに、法務局などの学校以外の相談窓口についても生徒及び保護者へ適切に周知します。

教育全般や家庭生活	ハロー電話「ともしび」	054-289-8686
	市子ども青少年相談センターこころのホットライン	0120-783-370
警察相談窓口	県警静岡地区少年サポートセンター	0120-783-410
	県警ふれあい相談室	054-254-9110

心の悩みに関する相談	静岡県精神保健福祉センターこころの電話	054-285-5560
	社会福祉法人静岡いのちの電話	054-272-4343
	全国統一 24 時間いじめ相談ダイヤル	0570-078310

4 いじめ防止のための組織

本校は、「静岡市高いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のために「いじめ防止対策委員会」を全日制・定時制の両課程に設置します。校長の強力なリーダーシップの下、委員会を中核とした一致協力体制を確立します。

(1) 委員会の名称

委員会の名称を「いじめ防止対策委員会」とします。

(2) 委員会の構成

ア 全日制の委員会は以下の職員で構成します。

校長、副校長、教頭、生徒課長、保健環境課長、教育相談室長、養護教諭、該当する学年の主任・人権担当、担任、部活動顧問、スクールカウンセラー

イ 定時制の委員会は以下の職員で構成します。

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当教諭、人権教育担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

(3) 委員会の役割

ア いじめの情報共有

イ 取組方針の企画・立案

ウ 職員の資質向上、保護者の啓発に関する研修の検討等の打合せ

エ いじめ事案発生時の緊急会議、対応協議

オ 「静岡市高いじめ防止基本方針」の内容検証、改善

5 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

ア 自他を大切にする心の育成

人権尊重の精神に立ち、意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決することができる力や、自分の言動が周囲にどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等を育てます。また、生徒が安心して過ごせる学校づくりをめざし、わかる授業を実践するとともに、一人ひとりが大切にされ、互いのよさや可能性が発揮できる学級づくりを推進します。

イ 全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養います。

ウ 生徒の自主的活動への支援

学校生活を自らよりよいものにしようとする生徒を育成します。生徒会などにおいて、生徒自らが考え、主体的に行動できるように支援します。また、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。

エ 情報モラル教育の推進

本校は、生徒のSMSなど情報機器の利用によるいじめを防止するために、情報モラル教育を推進します。

オ 学校運営の改善

教職員が生徒と向き合い、いじめ防止に適切に取り組めるよう、学校マネジメント体制の整備等、学校運営の改善に努めます。

カ いじめ防止の広報啓発活動

学校ホームページ、学級懇談会等で、いじめ防止の取組、いじめ防止対策委員会の存在及び活動内容について、保護者に積極的に説明します。生徒の生活や心の変化を察知するために、日頃から生徒とどう向き合うかを、保護者と共に考えます。

キ 教職員の資質向上

いじめ防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質向上を図ります。そのため、校内研修や職員会議・打合せ等の時間に、いじめ防止等のための研修を計画的に実施し、いじめの発生や深刻化の防止に努めます。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払います。

(2) いじめの早期発見

ア 生徒の実態把握

(ア) 生徒の観察

教職員は、生徒の表情、態度、言動等を日常的に観察するとともに、「いじめ発見のための子どものサイン(学校)」、「いじめ問題への取組についての点検項目(教職員用)」等を「悩み事に関する調べ(調査)」の実施に併せて活用しながら、いじめの早期発見に努めます。気になる観察結果があれば、速やかに教育相談や家庭訪問等を実施します。

生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることから、生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応します。

(イ) 「悩み事調査等」の実施

a 全日制

生徒の実態を把握するための「こころのアンケート」については、年2回の実施のほか、必要に応じて随時実施し、その結果をいじめ防止対策委員会で検討します。調査にあたっては、無記名、または記名とし、具体的な選択肢と自由記述を併用する等、生徒が悩みを書きやすいよう配慮をします。

b 定時制

日常の学校生活の様々な場面での生徒の些細な変化や気になる言動、保健室での様子などを集約した「個人支援カード」等を活用して、確実に教職員間で共有します。また、学校生活アンケートを年3回(各学期1回)実施し、その結果をいじめ防止対策委員会で検討します。

(ウ) 学校体制のチェックと情報共有

静岡市教育委員会作成の「いじめなど、子どもたちの悩みに適切に対応するために《詳細版》」により、常に、学校におけるいじめ防止等の取組が適切、確実に実施されているかどうか確認します。いじめの萌芽が見逃されたり対応が遅れたりすることのないよう、特に、教職員同士の情報交換・共有を確実にを行います。

イ インターネット上のいじめの対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、研修や情報収集に取り組みます。スマートフォンの使用について、保護者と連携してルール作りやマナーアップに努めます。

ウ 相談体制の整備

本校では、教育相談室やスクールカウンセラー2名による相談体制が整っています。今後も、学校内の教育相談体制の整備に努めるとともに、「24時間いじめ相談」をはじめとする学校外の相談窓口についても周知します。

エ 保護者との連携

家庭における生徒の言動や生活に変化があれば、すぐに学校に相談していただくよう常に保護者に働きかけをします。保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、些細な兆候であっても真摯に傾聴し、いじめの疑われる段階からの的確に関わるとともに、生徒の安全確保と秘密の保持に配慮します。

(3) いじめへの適切な対処

ア いじめ（疑いを含む）の報告

いじめ（疑いを含む）を発見したり、通報、相談を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてをいじめ防止対策委員会に報告します。当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「学校は何もしてくれない」と思い、その後、いじめに係る報告・相談を行わなくなる可能性があります。

イ いじめ防止対策委員会の対応

(ア) 事実確認と状況の把握

いじめ防止対策委員会では情報の共有を図り、組織的な対応につなげます。いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒・周りの生徒・いじめを受けた生徒の保護者それぞれに対して、いじめの情報を聴き取り、情報を整理し、的確に事実確認を行い、いじめか否かを判断します。また、いじめに係る情報を適切に記録します。

(イ) いじめを受けた生徒への支援、心のケア

いじめを受けた生徒が安心感をもつことを第一義に考え、全力で守り通すという教師側の姿勢といつでも相談できる体制を伝えます。「いじめられる子にも問題がある」という考えは断固として許されるものではありません。「いじめは決して許されないこと」を念頭に置き、いじめを受けた生徒に寄り添って対応します。必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、相談体制を整備します。基本

姿勢として、受容的・共感的に受け止めながら、いじめの事実や状況を安心して話せる関係をつくります。また、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにします。

(ウ) いじめを行った生徒への指導

いじめを行った生徒の言い分を十分に聴きながら具体的な事実関係の把握に努めます。自分の言動を振り返らせながら、相手の立場や気持ちになって反省を促し、他人の痛みが理解できるように粘り強く指導を行います。

校長は、生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、いじめ防止対策推進法25条及び学校教育法第11条の規定に基づき、生徒に対して懲戒を加えることを検討します。

(エ) いじめを受けた・行った生徒の保護者への対応

保護者の訴え、不安、要望を共感的態度で傾聴し、双方の保護者と情報を共有します。いじめを行った生徒の保護者を一方的に責めることはせず、いじめの事実やいじめを受けた生徒とその保護者の気持ちを伝えます。また、謝罪等の要望を相手側に伝えます。

(オ) 周囲の生徒への指導

いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を踏まえて、学級や学年、全校への指導を検討し、指導内容、指導時期、指導対象等について、いじめを受けた側の了解を得た上で実施します。

ウ いじめの解消

いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヵ月を目安とする）。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定します。相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断します。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、被害生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通します。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。上記のいじめが

解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ること、学校は、被害・加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

(4) 関係機関との連携

ア 教育委員会との連携

いじめが確認された場合には、学校は教育委員会に報告し、連携して対応します。

イ その他の関係機関との連携

必要に応じて地域の民生・児童委員等と連携し、生徒の様子を見守ります。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。

6 静岡市と本校が行う重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめ防止対策推進法28条に以下のとおり示されています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 重大事態の報告及び調査

ア 重大事態の報告

本校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へその旨を報告します。尚、教育委員会は市長へ重大事態発生状況を報告します。

イ 調査を行うための組織

いじめ調査の主体が学校になるか教育委員会になるかを教育委員会が決定します。なお、不登校重大事態の場合、主としていじめの解消と対象生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とすることから、校内の日常の様子や状況を把握している本校が原則として調査の主体となります。

(ア) 教育委員会が調査の主体となる場合

- ・ 静岡市いじめ防止特別調査委員会が調査をします。
- ・ 教育委員会から、状況・必要に応じて「学校支援チーム」「緊急サポートチーム」が派遣され、本校が支援を受けます。

(イ) 本校が調査の主体となる場合

- ・いじめ防止対策委員会が調査をします。
- ・状況・必要に応じて、教育委員会から、「学校支援チーム」、「いじめ調査チーム」、「緊急サポートチーム」が派遣され、学校が支援を受けます。

ウ 調査の趣旨

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止を目的にして実施されます。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。この際、客観的な事実関係を速やかに調査します。

オ 情報提供

本校又は教育委員会は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を説明します。情報提供に当たっては、関係者のプライバシーに十分配慮し、適切に情報提供を行います。

カ いじめ調査の再調査

市長が実施した調査の結果について、再調査の必要があると認めた場合は、「静岡市いじめ防止再調査委員会」により再調査を実施されます。

(3) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供に努めます。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）を求めます。

(4) 静岡県教育委員会の指導、助言及び援助

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、重大事態への対処に関する事務の適正な処理を図るために必要がある場合には、静岡市教育委員会の指示により、静岡県教育委員会に対して指導、助言及び援助を要請します。

附則

本方針は平成26年7月に策定した。

平成30年3月一部改定。

令和3年4月一部改定。

○指導体制

